

空き家にしないための対策は？

○不動産登記を確認する

相続登記がされず、不動産登記上の所有者と実際の所有者が異なると、将来、売買できないなどトラブルの原因となります。適切な時期に、必要な登記手続きを行いましょ



○家族や親族で事前に話し合う

上記のように相続登記が適切にできていないと家族間などのトラブルになるため、あらかじめ、誰が相続や管理をするのか、不動産の所有権の移転時期などを検討しましょ

○家財道具などの処分を検討する

いざ売買や解体という時に課題となるのは家財の整理です。処分方法や費用について事前に調べておくことで、売却や解体する際にスムーズに処分できます。

○遺言書を作成する

残された家族が家屋などの財産をスムーズに受け継ぐために遺言書の作成をおすすめしま



空き家を持っているけどどうしたら良いの？

【プランA】 住む

事前に建築士や工務店に改修の必要性などを相談してください。市では、住宅改修や耐震化への助成、無料耐震診断を行っています。詳細は、市HPを



【住宅改修への助成制度】 広報ID 1007300

【木造住宅耐震改修事業】 広報ID 1004132

【木造戸建て住宅耐震診断事業(無料耐震診断)】

広報ID 1000267

【プランB】 賃貸・売却する

○不動産業者へ相談

不動産業者に依頼するのが一般的です。複数の不動産業者に相談することもおすすめしま

○空き家や空き地などを譲渡した場合の新たな税の控除制度を活用

令和4年12月までに低未利用地などを譲渡した場合に所得税や住民税を控除しま



【主な条件】 都市計画区域内にある所有期間5年以上経過した空き家や空き地で、譲渡額合計500万円以下のもの

※該当するかは建築住宅課へお問い合わせください。

【申込】 市が発行する確認書を税務署へ提出し、確定申告を行う必要があります。詳細は市HP(広報ID1007300)をご確認ください。

○空き家バンクに登録

市では、移住希望者向けの空き家情報を紹介する空き家バンク事業を実施しています。空き家の賃貸・売却を検討されている方は、ぜひご登録ください。詳細は、ブランド戦略課(☎35-3001)へお問い合わせいただくか、市HP(広報ID1003924)をご確認ください。

【プランC】 解体する

空き家を解体することで、土地を売買したり、駐車場や貸地、家庭菜園などに活用することができます。



市では、危険な空き家を除却する際の助成を実施しています。詳細は、市HP(広報ID1007300)をご覧ください。

市長コラム「道するべ」

空き家問題

空き家問題が全国的な地域課題となっている背景に人口減少が大きく影響しています。管理する人があれば問題は起きないのですが、住宅だけでなく倉庫や車庫など利用する人がいなくなると老朽化が進み景観のみでなく防犯上も住民に不安を与えているのが現状です。高山市でも近年急激に空き家率が高まってきているので、人口問題は総合政策として対応すべき重要課題として、全庁挙げて取り組んでまいります。